○火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件

（昭和四十五年十二月二十八日）

（建設省告示第千八百二十九号）

改正　平成　五年　六月二五日建設省告示第一四四五号

同　一二年　五月二六日同　　第一三八二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の三第十二号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を次のように定める。

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件

一　排煙設備の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けないこと。

二　排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとすること。

イ　下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ　準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ　裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線

ニ　MIケーブルを用いて行う配線

三　排煙設備に用いる電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものとすること。

四　電源を必要とする排煙設備の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることができる容量以上で、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。）、自家用発電装置その他これらに類するもので、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続されるものとすること。

附　則

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附　則　（平成五年六月二五日建設省告示第一四四五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一二年五月二六日建設省告示第一三八二号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。